

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の施行に伴う  
日本農林規格の一部改正について

「食用植物油脂の日本農林規格等  
9 日本農林規格」

23消安第4119号

平成24年1月30日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

日本農林規格の確認及び改正について（諮問）

下記1から6までに掲げる日本農林規格の確認及び下記7から17までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年6月27日農林省告示第567号）
- 2 豆乳類の日本農林規格（昭和56年11月16日農林水産省告示第1800号）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）
- 4 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格（平成8年3月28日農林水産省告示第388号）
- 5 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）
- 6 りんごストレートピュアジュースの日本農林規格（平成19年10月30日農林水産省告示第1348号）
- ⑦ 食用植物油の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- ⑧ 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- ⑨ ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015

号)

- ⑩ 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- ⑪ 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- ⑫ ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- 13 煮干魚類の日本農林規格（平成6年8月9日農林水産省告示第1132号）
- ⑭ 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- ⑮ 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- 16 農産物漬物の日本農林規格（平成17年11月14日農林水産省告示第1752号）
- ⑰ パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令  
の施行に伴う日本農林規格の一部改正について（案）

平成24年2月24日  
農 林 水 産 省

1 趣旨

食品添加物の表示について、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「施行規則」という。）の規定が削除されるとともに、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「内閣府令」という。）が施行され、さらに、内閣府令が一部改正（平成23年内閣府令第51号。以下「改正内閣府令」という。）されたことから、当該規定を引用している日本農林規格の改正を行う。

2 内容

次に掲げる9日本農林規格について、食品添加物の表示の規定に係る施行規則の引用規定を改正内閣府令の規定に改正する。

- (1) 食用植物油の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）
- (2) 植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）
- (3) ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015号）
- (4) 食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）
- (5) 精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）
- (6) ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）
- (7) 果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）
- (8) 農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）
- (9) パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）

食用植物油の日本農林規格（昭和44年3月31日農林省告示第523号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(食用パームステアリンの規格) 第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。		(食用パームステアリンの規格) 第16条 食用パームステアリンの規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表 示	表示事項	表示事項	(略)
	表示の方法	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略)
	表示禁止事項	表示禁止事項	(略)

植物性たん白の日本農林規格（昭和51年9月11日農林省告示第838号）一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
(粉末状植物性たん白の規格) 第3条 粉末状植物性たん白の規格は、次のとおりとする。			(粉末状植物性たん白の規格) 第3条 粉末状植物性たん白の規格は、次のとおりとする。		
	区 分	基 準		区 分	基 準
	(略)	(略)		(略)	(略)
表	表示事項	(略)	表	表示事項	(略)
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略)		1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略)	
示		2 (略)	示		2 (略)
(ペースト状植物性たん白の規格) 第4条 ペースト状植物性たん白の規格は、次のとおりとする。			(ペースト状植物性たん白の規格) 第4条 ペースト状植物性たん白の規格は、次のとおりとする。		
	区 分	基 準		区 分	基 準
	(略)	(略)		(略)	(略)
表	表示事項	(略)	表	表示事項	(略)
	表示の方法	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称、原材料名及び保存方法の表示は次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>府令第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3) (略)		前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称、原材料名及び保存方法の表示は次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、それぞれア及びイに定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>規則第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3) (略)	
示		(3) (略)	示		(3) (略)

ハンバーガーパティの日本農林規格（昭和52年10月8日農林省告示第1015号）一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
(ハンバーガーパティの規格) 第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。			(ハンバーガーパティの規格) 第3条 ハンバーガーパティの規格は、次のとおりとする。		
区 分	基 準		区 分	基 準	
	上 級	標 準		上 級	標 準
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
表 示	表 示 事 項	(略)	表 示	表 示 事 項	(略)
	表 示 の 方 法	1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により原材料に占める重量の割合の多いものから順にそれぞれア及びイに規定するところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略)		1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により原材料に占める重量の割合の多いものから順にそれぞれア及びイに規定するところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略) 2 (略)	
	表 示 禁 止 事 項	(略)		表 示 禁 止 事 項	(略)

食用精製加工油脂の日本農林規格（昭和54年10月12日農林水産省告示第1424号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(食用精製加工油脂の規格) 第3条 食用精製加工油脂の規格は、次のとおりとする。		(食用精製加工油脂の規格) 第3条 食用精製加工油脂の規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表 示	表 示 事 項	表 示 事 項	(略)
	表 示 の 方 法	表 示 の 方 法	1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)・(2) (略) (3) 原材料名 使用した原材料を、次に規定するところにより、ア及びイの順で記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (4)～(6) (略) 2 (略)
	表 示 禁 止 事 項	表 示 禁 止 事 項	(略)

精製ラードの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第988号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(純製ラードの規格) 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。		(純製ラードの規格) 第3条 純製ラードの規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表示 (業務用の製品に限る。)	表示事項 表示の方法	表示事項 表示の方法	表示事項 表示の方法
	1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「府令」という。）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略)	1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略)	1 表示事項の項の1の(1)から(5)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3)～(5) (略)
	2 (略)	2 (略)	2 (略)
表示禁止事項	(略)	表示禁止事項	(略)
(調製ラードの規格) 第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。		(調製ラードの規格) 第4条 調製ラードの規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表 示	表示事項 表示の方法	表示事項 表示の方法	表示事項 表示の方法
	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>府令第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u>	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u>	前条の規格の表示の方法と同じ。ただし、名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、次のア及びイに規定するところにより、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u>
	表示禁止事項	(略)	表示禁止事項

ショートニングの日本農林規格（平成3年8月1日農林水産省告示第989号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(規格) 第3条 ショートニングの規格は、次のとおりとする。		(規格) 第3条 ショートニングの規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表示 (業務用の製品に限る。)	表示事項	表示事項	(略)
	表示の方法	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(6) (略) 2 (略)
	表示禁止事項	表示禁止事項	(略)

果実飲料の日本農林規格（平成10年7月22日農林水産省告示第1075号）一部改正新旧対照表

改 正 案			現 行		
(濃縮オレンジの規格) 第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。			(濃縮オレンジの規格) 第3条 濃縮オレンジの規格は、次のとおりとする。		
	区 分	基 準		区 分	基 準
表	表示事項	(略)	表	一括表示事項	(略)
	表示の方法	1 表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (3)～(6) (略) 2・3 (略)		表示の方法	1 <u>一括表示事項</u> の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) (略) (2) 原材料名 使用した原材料をそれぞれア及びイの順に、次に定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u> (3)～(6) (略) 2・3 (略)
示			示		

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格（平成14年7月24日農林水産省告示第1305号）一部改正新旧対照表

改 正 案				現 行			
<p>(たけのこ大型缶詰の規格)</p> <p>第4条 たけのこ大型缶詰（全形、2つ割り、傷（たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。）、先（たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。）、切（たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。）及び筒（たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。）に限る。）の規格は、次のとおりとする。</p>				<p>(たけのこ大型缶詰の規格)</p> <p>第4条 たけのこ大型缶詰（全形、2つ割り、傷（たけのこの全形で、欠損しているものをいう。以下同じ。）、先（たけのこの全形を横に切断したもののうち、先端部のものをいう。以下同じ。）、切（たけのこの全形を切断したもので、2つ割り及び先以外のものをいう。以下同じ。）及び筒（たけのこの皮及び根元の硬い部分を除去したもので、節間が著しく長いものをいう。以下同じ。）に限る。）の規格は、次のとおりとする。</p>			
区 分		基 準		区 分		基 準	
(略)		特 級	上 級	(略)		特 級	上 級
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
表 示	表示事項	(略)		表 示	表示事項	(略)	
	表示の方法	<p>1 表示事項の項の1の(1)から(10)までに掲げる事項及び同項の2の使用上の注意の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p>			<p>1 表示事項の項の1の(1)から(10)までに掲げる事項及び同項の2の使用上の注意の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 原材料名 使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。</u></p> <p>(5)～(10) (略)</p>		
表示禁止事項		(略)		表示禁止事項		(略)	

パン粉の日本農林規格（平成19年11月28日農林水産省告示第1491号）一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(パン粉の規格) 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。		(パン粉の規格) 第3条 パン粉の規格は、次のとおりとする。	
区 分	基 準	区 分	基 準
(略)	(略)	(略)	(略)
表示 (業務用の製品に限る。)	義務表示事項	義務表示事項	(略)
	表示の方法	表示の方法	1 義務表示事項の項の1の(1)から(6)までに掲げる事項、同項の2の水分及び同項の3の消費期限の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1)・(2) (略) (3) 原材料名 使用した原材料を、それぞれア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。 ア (略) イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、 <u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</u> (4)～(7) (略) 2 (略)
	表示禁止事項	表示禁止事項	(略)